

指名停止措置に関する情報

商 号 又 は 名 称	J F C ジャパン株式会社
代 表 者 氏 名	井上 雅之
住 所	東京都中央区日本橋小網町 3 番 11 号

上記の有資格者について、食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知。以下、「指名停止措置要領」という。）別表第 1 の 2 の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

- 1 指名停止の期間 令和 6 年 11 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで
- 2 指名停止の理由 J F C ジャパン株式会社は、輸入米穀の買入委託契約の契約履行に際し、違反を行った。

このことは、発注者たる農林水産省との信頼関係を明らかに損なわせるものであり、指名停止要領別表第 1 の 2 に掲げる措置要件の「農産局の所属担当官と締結した契約に違反し、（中略）契約の相手方として不適當である」に該当すると認められるため。

資格停止措置に関する情報

商 号 又 は 名 称	J F C ジャパン株式会社
代 表 者 氏 名	井上 雅之
住 所	東京都中央区日本橋小網町 3 番 11 号

上記の有資格者について、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知。以下、「米基本要領」という。）に基づき、下記のとおり資格停止を行った。

記

1 停止対象となる資格

- ・ 輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格
- ・ 輸入米穀等の特別売買契約（ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき米穀を輸入しようとする場合）に係る輸入資格
- ・ 輸入米穀等の特別売買契約（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づき米穀等を輸入しようとする場合）に係る輸入資格

2 資格停止の期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで

3 資格停止の理由

J F C ジャパン株式会社は、輸入米穀の買入委託契約の契約履行に際し、違反を行ったことにより、食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知）別表第 1 の 2 に掲げる措置要件に該当し、指名停止措置を受けた。

このことは、米基本要領第 1 章Ⅱ第 4 の 6 及び第 1 章Ⅲ第 3 の 6 （1）に該当するため。